

平成30年度第3回
野田市廃棄物減量等推進審議会
会 議 次 第

《日 時》 平成31年2月27日（水）
午後2時から
《会 場》 市役所8階大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

議案第1号 指定ごみ袋制度について

議案第2号 ごみ減量施策等の推進について（第6次答申案）

4 閉 会

※3の議事終了後、「ごみ減量施策等の推進について（第6次答申）」を市長に
答申する予定です。

指定ごみ袋制度について

市では、平成33年度までに（平成22年度に対して）1人1日当たりの排出量の20%削減を目指しており、なお市民並びに事業者の協力を得ることを大前提に減量を進め、平成39年度までに30%の削減を目指しております。

その減量目標を考慮しつつ、他市および近隣市のごみ袋制度について調査、検証しましたので、報告させていただきます。

(1) 指定ごみ袋制度について

① 指定ごみ袋制度とは

指定ごみ袋制度とは、市がごみ袋の規格（大きさ、色、形など）を定め、その袋を使い市民の方に家庭ごみを排出してもらう制度です。

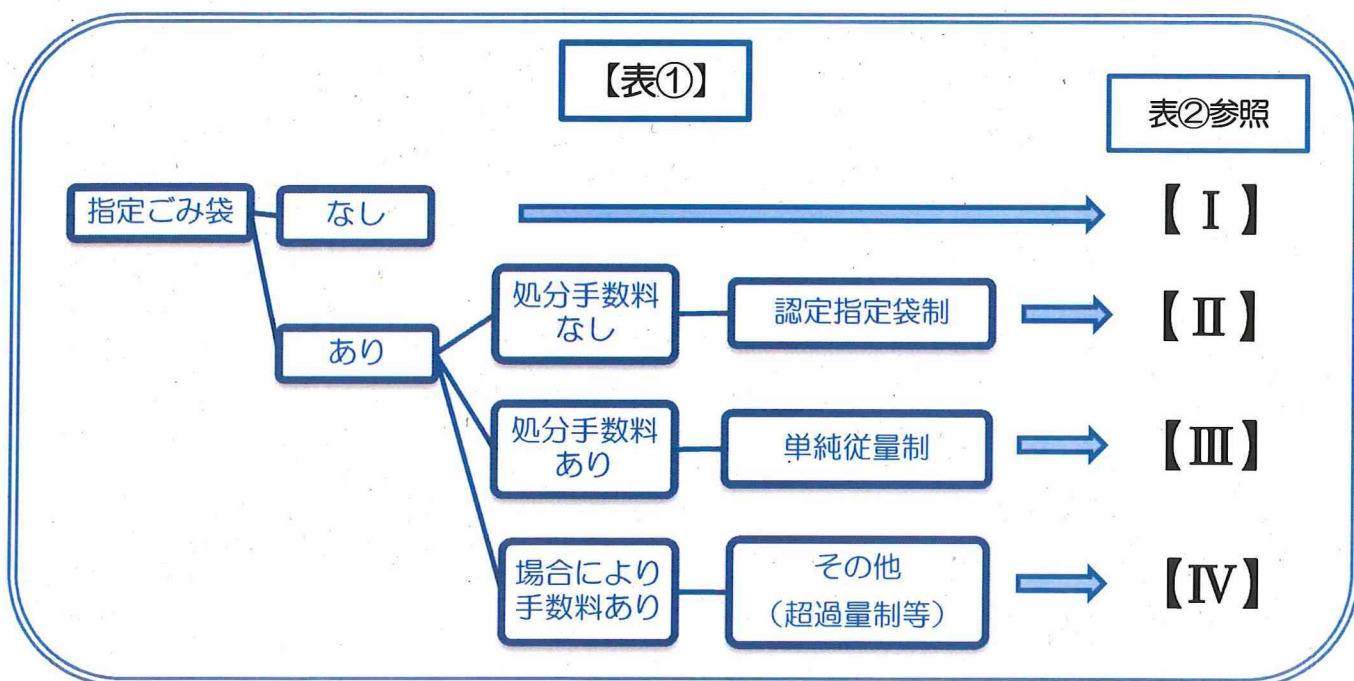
対象となるごみの区分により、使用するごみ袋の種類も異なります。

② 指定ごみ袋制度導入の目的

家庭ごみの指定ごみ袋制度は、市民の方に指定ごみ袋で排出をお願いすることにより、ごみ減量意識の向上、分別の徹底による資源化の促進、ごみステーションの美観の向上、事業系ごみの混入防止、収集作業の迅速化や安全確保といった観点から導入するものであり、ごみの減量化及び資源化を進め、新たな焼却炉のコンパクト化や最終処分場の延命につなげようとするものです。

③ 家庭ごみの排出方法

家庭ごみの排出方法は、概ね下の表①のような4つに分類されます。



【表②】

I 指定ごみ袋なし

指定ごみ袋はなく、自由な袋でごみの排出を認めているもの。（ただし、ほとんどが透明もしくは半透明の袋を使用するルールになっている）

※主な都市：東京23区、流山市、我孫子市など

II 認定指定袋制

指定ごみ袋の仕様を定めており、製造を希望する事業者は、市の承認を受けて製造するもので、市販のごみ袋と同様、それぞれの販売店が定める独自価格で販売されます。市では価格を定めないため、販売店ごとに価格が異なります。

認定指定袋制はごみ処理手数料を加算していないため、ごみ袋の有料化には、該当しません。

※主な都市：柏市、松戸市、浦安市など

III 単純従量制

ごみ処理手数料として指定ごみ袋を購入し、家庭ごみを排出するもの。ごみの排出量に単純に比例して手数料を負担する方法。単位ごみ量当たりの料金水準は排出量にかかわらず一定である。環境省で作成している「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、排出量単純比例型と言われている。制度が単純でわかりやすいことから、有料化を導入した市のほとんどは、この制度を採用しており、導入自治体の90%以上が該当します。

なお、指定ごみ袋の他、ごみ袋にステッカーを張る方法もあります。

※主な都市：千葉市、木更津市、八王子市、調布市など

IV その他（超過量制や二段階従量制等）

指定ごみ袋で家庭ごみを排出しますが、単純従量制とは違い、排出するごみが一定量を超えると手数料を負担する方式や一定量を超えると料率が高くなる方式など、有料化の中でも工夫した仕組みのもの。「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、排出量多段階比例型、一定量無料型、負担補助組合せ型、定額制従量制併用型の4タイプがあります。野田市の現在の制度がこれに該当し、手引きでは一定量無料型になっています。

なお、上記の「III」同様、指定ごみ袋の他、ごみ袋にステッカーを張る方法もあります。

※主な都市：野田市、茨城県下妻市、滋賀県草津市、大阪府箕面市など

※有料制度（III・IV）のメリット・デメリットは、資料1の環境省で作成した「一般廃棄物処理有料化の手引き」にある「表3-1-1 手数料の料金体系」を参考。

東洋大学の山谷修作教授の資料によりますと、全国814市区のうち、有料化（【表②】のⅢ・Ⅳ）としている自治体は471市となります。そのうちⅢの単純従量制は446市、Ⅳのその他（超過従量制等）は野田市を含めた25市となっております。つまり、全国で約6割の自治体有料化しているものです。また市民の方はある程度の負担感があった方がごみに対する意識が高まることが考えられると山谷教授は報告しております。近年はプラスチックやペットボトルの問題が大きく報じられていることから、ごみの削減については、広く認識されるようになってきており、今後も有料化を実施する自治体は増えると考えられます。

(2) 近隣市の状況について

【表③】

近隣市	指定ごみ袋の有無	制度タイプ	【表②】の制度区分
野田市	○	一定量無料型	Ⅳ
市川市	○	認定指定袋制	Ⅱ
浦安市	○	認定指定袋制	Ⅱ
船橋市	○	認定指定袋制	Ⅱ
松戸市	○	認定指定袋制	Ⅱ
柏市	○	認定指定袋制	Ⅱ
流山市	×	指定ごみ袋なし	Ⅰ
我孫子市	×	指定ごみ袋なし	Ⅰ
鎌ヶ谷市	○	認定指定袋制	Ⅱ

(3) 検証

現在の野田市の状況から、【表②】で示したⅠの制度のような指定ごみ袋をなくすことは考えられません。また近隣市の多くが採用している袋代のみの指定ごみ袋制度（【表②】Ⅱ）にすることもごみ量が増加することが考えられるため、難しいものと判断されます。

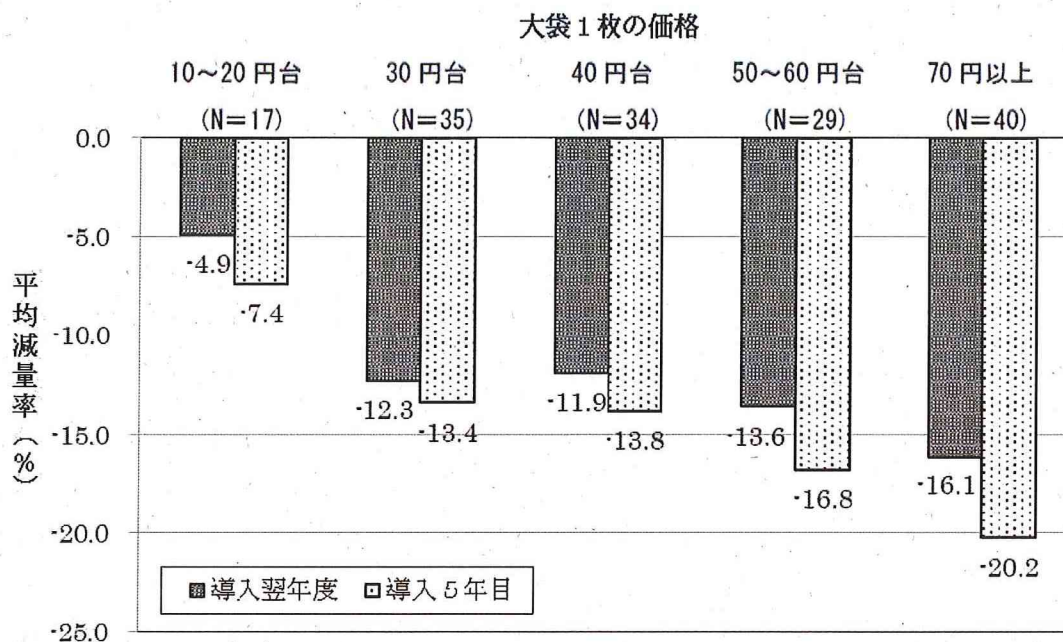
全国の自治体でもっとも採用されている単純従量制（【表②】Ⅲ）については、東洋大学山谷教授の資料（4ページ【表④】）から、値段に比例して減量効果があり、大袋（約45ℓ程度）1枚が70円程度にすると導入5年目には、約20%の減量効果があるとの結果が示されています。

しかしながら、野田市では指定ごみ袋制度導入（平成7年度）から現在までにすでに44%の減量を達成しており、今後、単純従量制を導入しても効果に疑問が生じます。導入した場合でも、値段を相当上げないと効果は難しく、それに伴う市民の負担感は相当大きいと考えられます。

また、環境省の手引き等から、減量効果は、手数料の料金水準だけでなく、排出量の現状や廃棄物の種類、排出者の意識、地域の特性、ごみの分別、また資源化の方法により変わってくるとのことです。

【表④】

手数料水準と家庭ごみ排出原単位の減量効果
(2000 年度以降有料化導入・単純従量制 155 市)



※東洋大学山谷修作教授HPより

(4) 今後の進め方について

市では、現在の指定ごみ袋制度導入当初から今までに大きな減量効果が得られ、現在の制度自体が定着しております。

また、指定ごみ袋の平均交換枚数から見ても市民の多くは無料配布枚数で足りていると考えられることから、新たな制度導入は、市民負担につながることも懸念されます。

したがって、野田市の指定ごみ袋制度は、現状維持することとし、今後も指定ごみ袋制度のほか、分別や排出方法の工夫等で減量を目指すこととします。

資料1

表 3-1-1 手数料の料金体系

	料金体系図 ^{※1}	料金体系の仕組み	利点	欠点
① 排出量単純比例型		排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。(均一従量制)	- 制度が単純でわかりやすい - 排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。	料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。
② 排出量多段階比例型		排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)	排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる	排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。
③ 一定量無料型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。	一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。	- 費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。 - 排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。
④ 負担補助組合せ型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式（例えば、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入する一方、排出者が使用しなかったごみ袋やシールについて、排出者が市町村に買い取らせることができる方式）。	- 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 - 排出抑制の量に応じて排出者へ還元されるため、「③一定量無料型」よりも排出抑制が期待できる。	排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。
⑤ 定額制従量制併用型		一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。	- 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 - 一定の排出量までを定額制にすることで、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。	- 費用負担が定額となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。 - 排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用）や一定額の手数料の徴収のための費用が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。

※1：(出所) 落合由起子(1996)『家庭ごみ有料化による減量化への取り組みー全国533都市アンケートと自治体事例の紹介ー』(株)ライフデザイン研究所、pp.13-15

議案第2号

平成31年2月27日

野田市長 鈴木 有 様

野田市廃棄物減量等推進審議会

会長 木 村 吉 郎

ごみ減量施策等の推進について（第6次答申案）

平成25年10月24日付け野環清第225号で諮問のありました「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」に掲げる4つの重点施策55の事業及び重点施策に関連するその他の事業の具体的実施方法及び実施時期等のうち、指定ごみ袋制度及び指定ごみ袋無料配布枚数の見直し、指定ごみ袋の容量選択制、高齢者・障がい者世帯の紙おむつ対策に係る諮問事項について、当審議会において慎重に審議した結果、別添の「ごみ減量施策等の推進に係る対応方針」のとおり、答申いたします。

別添

ごみ減量施策等の推進に係る対応方針

1 指定ごみ袋制度について

指定ごみ袋制度については、他市で導入している制度も検討しましたが、現在の野田市の指定ごみ袋制度は、制度導入後、適宜見直しが行われ、今までに大きな減量効果が得られていることや、指定ごみ袋の平均交換枚数から見ても市民の多くは無料配布枚数で足りていると考えられることから、現在の制度が定着している。

したがって、野田市の指定ごみ袋制度は、現状の制度を維持することとする。

2 指定ごみ袋無料配布枚数の見直しについて

指定ごみ袋供給事業においては、3年間の長期継続契約となっているため、契約1年目は交換枚数が少なく、3年目に多くなる傾向があることから、31年度に上昇し、契約3年目の32年度はさらに上昇することが予想出来ることから、単年度での判断は難しいと考えられる。

したがって、契約期間である3年間の交換枚数で判断することとする。

直近の3年間の平均交換枚数は、約111.6枚/年となっており、現在の無料配布枚数である120枚/年は、妥当な配布数だと思料されることから、見直しは行わず、現状維持とする。

なお、今後も3年間の交換枚数を検証する必要があるため、現在の指定ごみ袋供給業者の契約期間が終了する平成32年度（2020年度）までの交換枚数を検証したうえで、平成33年度（2021年度）に指定ごみ袋の無料配布枚数について改めて審議することとする。

3 指定ごみ袋無料引換券の容量選択制について

指定ごみ袋の容量を変更する場合は、一度公共施設で券と券の交換をする必要があり、ごみ袋との交換まで2ステップとなっている。この容量変更手続きを1ステップにすることで、更なる利便性の向上が図れることから、次のとおり行うこととする。

① 指定ごみ袋取扱店での容量変更の取り扱いは難しいことや市民の混乱を避けるため、現在の引換券と取扱店は、現状のままとし、一定の公共施設を「指定ごみ袋取扱店」とし、直接ごみ袋との交換及び容量変更ができるようにすること。

② 現在、券と券の交換を行っている市役所、支所、出張所、公民館の17

カ所の施設に、谷吉会館、七光台会館、島会館、関宿会館の4施設を追加し、合計21カ所での対応ができるようにすること。

③ 券と券だけの交換を希望されることも考えられることから、引換券同士の交換もそのまま継続すること。

④ この容量変更については、市報の他、リサイクルフェア等のイベントで積極的に市民に周知すること。

4 高齢者・障がい者世帯の紙おむつ対策について

平成29年度から追加配布する指定ごみ袋を40リットル60枚から20リットル120枚に変更したことで、排出回数が増加するなど利便性が向上したことから、制度に対する意見・要望などがほとんどなくなっているため、高齢者・障がい者の紙おむつ対策は現状の制度を維持することとし、新たな意見等が出てきたら改めて審議することとする。

平成31年2月27日

野田市長 鈴木 有 様

野田市廃棄物減量等推進審議会
会長 木村 吉郎



ごみ減量施策等の推進について（第6次答申）

平成25年10月24日付け野環清第225号で諮問のありました「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」に掲げる4つの重点施策55の事業及び重点施策に関連するその他の事業の具体的実施方法及び実施時期等のうち、指定ごみ袋制度及び指定ごみ袋無料配布枚数の見直し、指定ごみ袋の容量選択制、高齢者・障がい者世帯の紙おむつ対策に係る諮問事項について、当審議会において慎重に審議した結果、別添の「ごみ減量施策等の推進に係る対応方針」のとおり、答申いたします。



別添

ごみ減量施策等の推進に係る対応方針

1 指定ごみ袋制度について

指定ごみ袋制度については、他市で導入している制度も検討しましたが、現在の野田市の指定ごみ袋制度は、制度導入後、適宜見直しが行われ、今までに大きな減量効果が得られていることや、指定ごみ袋の平均交換枚数から見ても市民の多くは無料配布枚数で足りていると考えられることから、現在の制度が定着している。

したがって、野田市の指定ごみ袋制度は、現状の制度を維持することとする。

2 指定ごみ袋無料配布枚数の見直しについて

指定ごみ袋供給事業においては、3年間の長期継続契約となっているため、契約1年目は交換枚数が少なく、3年目に多くなる傾向があることから、31年度に上昇し、契約3年目の32年度はさらに上昇することが予想出来ることから、単年度での判断は難しいと考えられる。

したがって、契約期間である3年間の交換枚数で判断することとする。

直近の3年間の平均交換枚数は、約111.6枚/年となっており、現在の無料配布枚数である120枚/年は、妥当な配布数だと思料されることから、見直しは行わず、現状維持とする。

なお、今後も3年間の交換枚数を検証する必要があるため、現在の指定ごみ袋供給業者の契約期間が終了する平成32年度（2020年度）までの交換枚数を検証したうえで、平成33年度（2021年度）に指定ごみ袋の無料配布枚数について改めて審議することとする。

3 指定ごみ袋無料引換券の容量選択制について

指定ごみ袋の容量を変更する場合は、一度公共施設で券と券の交換をする必要があり、ごみ袋との交換まで2ステップとなっている。この容量変更手続きを1ステップにすることで、更なる利便性の向上が図れることから、次のとおり行うこととする。

① 指定ごみ袋取扱店での容量変更の取り扱いは難しいことや市民の混乱を避けるため、現在の引換券と取扱店は、現状のままとし、一定の公共施設を「指定ごみ袋取扱店」とし、直接ごみ袋との交換及び容量変更ができるようにすること。

② 現在、券と券の交換を行っている市役所、支所、出張所、公民館の17

カ所の施設に、谷吉会館、七光台会館、島会館、関宿会館の4施設を追加し、合計21カ所での対応ができるようにすること。

③ 券と券だけの交換を希望されることも考えられることから、引換券同士の交換もそのまま継続すること。

④ この容量変更については、市報の他、リサイクルフェア等のイベントで積極的に市民に周知すること。

4 高齢者・障がい者世帯の紙おむつ対策について

平成29年度から追加配布する指定ごみ袋を40リットル60枚から20リットル120枚に変更したことで、排出回数が増加するなど利便性が向上したことから、制度に対する意見・要望などがほとんどなくなっているため、高齢者・障がい者の紙おむつ対策は現状の制度を維持することとし、新たな意見等が出てきたら改めて審議することとする。